

日出町 保育所等入所選考基準

保育所等の入所調整は、下表により採点した合計点数の順位により、同じ希望順位(第1希望、第2希望など)である施設ごとに優先順位を決定します。なお、特別な保護を要する世帯など、日出町長が特に入所の必要があると判断した場合は、基準(点数)によらず、最優先で取り扱うことがあります。

I. 基本点数(保護者の状況に応じて採点)

基本点数	保育事由		内 容	点 数		
	1 就 労	【被雇用者】 【自営業中心者】 (農林業従事者含む)	①	月160時間以上就労している	20	
②			月140時間以上160時間未満就労している	19		
③			月120時間以上140時間未満就労している	18		
④			月100時間以上120時間未満就労している	17		
⑤			月80時間以上100時間未満就労している	16		
⑥			月64時間以上80時間未満就労している	15		
【自営業協力者】 (農林業従事者含む)		①	月160時間以上就労している	19		
		②	月140時間以上160時間未満就労している	18		
		③	月120時間以上140時間未満就労している	17		
		④	月100時間以上120時間未満就労している	16		
		⑤	月80時間以上100時間未満就労している	15		
		⑥	月64時間以上80時間未満就労している	14		
※経営規模・業種・就労内容・収入実績等から補助的な業務を行う協力者を区分する。						
2.		出産	-	20		
3.		傷病・障がい	①	おおむね1か月以上の入院をしている(する予定である)	20	
			②	傷病	おおむね1か月以上の常時安静または隔離を要する。	16
			③		上記以外	10
			④		身障者手帳2級以上である。(またはそれに準ずる公的機関の認定がある)	20
	⑤		障がい	身障者手帳3級である。(またはそれに準ずる公的機関の認定がある)	16	
	⑥			上記以外	10	
4.	病人介護等	①	病院等施設での常時付き添い	20		
		②	自宅療養者(同居)の介護	10		
5.	求職活動	①	主たる生計維持者の失業	20		
		②	上記以外	5		
6.	就学	①	就労のため、月120時間以上の就学している。	18		
		②	就労のため、月64時間以上120時間未満の就学している。	14		
		③	上記以外	5		
7.	災害復旧	①	おおむね1か月以上、自宅または親族の災害復旧に従事	20		
		②	上記以外	5		
8.	虐待・DV避難等	児童相談所等からの意見書等が提出された場合	必要に応じて対応			
9.	その他町長が認める	特別な保護を要する世帯、町内待機児童解消に向けた入所選考	必要に応じて対応			

※保護者それぞれにつき、採点を行います。(例:父は160h以上就労(被雇用者)、母は求職 → 父20点+母5=25点)

※上表中にない事案が発生した場合は、子育て支援課で協議のうえ、点数を決定します。

II. 調整点数(世帯の状況に応じて採点)

調整点数	内 容		点 数
	1. 加 点	①	ひとり親家庭(児童扶養手当認定無)
②		ひとり親家庭(児童扶養手当認定有)	40
③		生活保護適用世帯	10
④		DV等(原則として公的な証明がある場合)	50
⑤		同一世帯員(実居住者のみ)が障がい有する(障害者手帳、療育手帳等を保有)	5
⑥		育児休業からの復職(正職員のみ)	10
⑦		入所希望施設に、兄弟が既に入所している(入所月に兄弟児が退所している場合は適用無)	20
⑧		兄弟で同時に入所を申し込む	5
⑨		養育している子ども(小学生以下)の人数が3人以上いる世帯	5
2. 減 点	①	日出町が所管する税及び利用料について、正当な理由なく滞納している	-20
	②	既に、他の町内認可保育施設に入所している(年度当初の転園の場合は適用無)	-15

※世帯の状況によっては、複数の項目を合わせて採点することがあります。(例:正規職員育児復帰+既入所兄弟児 → 10点+20点=30点)

※上表中にない事案が発生した場合は、子育て支援課で協議のうえ、点数を決定します。

III. 同点の場合の優先順位

次の①～⑦の順番で、優先順位を決定します。

- ①町が所管する税及び利用料等について、滞納がない。
- ②ひとり親又は在宅障がい者世帯である。(Ⅱ①、②及び⑤の世帯)
- ③入所希望施設に、兄弟が既に入所している。(Ⅱ⑦)(※入所月に兄弟児が退所している場合は適用無)
- ④小学生以下の兄弟児が多い。(兄弟児の数により優先順位を決定)
- ⑤両親の雇用形態が正職員である。
- ⑥4/1年齢が60歳～74歳の直系尊属が、同一行政区内に居住していない。
- ⑦支給認定を希望する時期(入所を希望する月)が早い。(例:5月入所希望者の方が6月入所希望者より優先)

IV. その他

新年度当初(4月1日)の入所は、施設全体(1～3号認定まで)の利用定員の105%を超えた入所は不可。

なお、以下の①～②の場合であれば、この限りでない。

- ①4月1日から利用定員を引き上げる予定であり、引き上げ後の利用定員であれば105%を超えない場合
- ②前年度より継続して入所している児童だけで105%を超える場合
- ③その他、入所調整上、深刻な支障が生じる場合

※105%のパーセンテージの計算は、小数点以下を切り捨てて算出する。